

陳 情 書

陳情第19号

2022年6月21日

国立市議会議長 殿

国立市介護保険条例に「介護発給義務」を明記する改正を求める陳情

第1 陳情の趣旨

- 1 国立市介護保険条例に「介護発給義務」を明記する改正を求める。

第2 陳情の原因

- 1 国立市介護保険条例には、4か所で被保険者の「受給」について「受給権」という規定はあるが保険者の「発給」について「発給義務」という規定はない。
- 2 国立市の全条例において、「国立市は公衆の権利を保障する義務を負う」旨の条文がない。

第3 陳情の理由

- 1 国立市介護保険条例には、4か所で被保険者の「受給」について「受給権」という規定はあるが保険者の「発給」について「発給義務」という規定はないから、文理解釈が禁止されていないので当該事務において「保険者には発給義務はない」旨の解釈運用がなされる危険性があり、この危険を防止するために同条例に「保険者には発給義務がある」旨の明文規定を明記する改正が必要である。
- 2 介護保険法及び介護条例を文理解釈すると、「受給権」を保障する「発給義務」者に対する「請求権」の根拠条文の規定が無いから「受給権」は画餅すなわち無効となるから、介護保険法及び介護条例は玉虫色であり、被保険者の「受給権」を保障する規定は無く双務契約ではなく片務契約の、すなわち「ばったくり」の危険を内包させているから、「相手方に不利益となる取引条件の設定等をする行為（2条9項5号ハ）」でもあり、立法不作為の問題もある。
- 3 保険事業の基本は、保険者と被保険者との双務契約である「はず」である。ところが、介護保険法を文理解釈すれば、双務契約ではなく片務契約である。被保険者である国民に「義務」は有る（法4条）が、保険者である市町村及び特別区（法3条）には「責務」は有るが「義務」は無い。国及び都道府県も「責

務」は有るが「義務」は無い。

この法令の文理解釈が「ぼったくり」容認解釈であり憲法第25条違反であることは、論理解釈の立場から見れば明らかである。

保険者である地方公共団体が、憲法第25条を文理解釈すれば、その「権利」は「義務」の規定がないから画餅となり、権利侵害の違法となるから、「権利」が保障される為には論理解釈をする必要がある。

#### 【日本国憲法第二十五条】

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。】

- 4 憲法第25条の「権利」に対して「国は、国民の権利を保障する義務を負う」旨の規定が無いから、これを文理解釈すればこの「権利」は画餅であり、介護保険法も被保険者の「義務」は規定しているが保険者の「義務」は規定しておらず、贈与契約と同様に片務契約であり、贈与の不履行があつても違法ではないことになる。

玉虫色憲法の権利に係る条項の文理解釈は権利侵害であり、憲法第98条の違憲立法容認条項により、文理解釈が禁止されていない現状では違憲、違法の温床となっているから文理解釈の毒を解毒する方法として、保険者の発給義務を明文化するために改正が必要である。

#### 【日本国憲法第九十八条】

この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。】

- 5 そもそも玉虫色憲法について、保険者である地方自治体が自治体憲法としてどのように「体し」ているか、すなわち権利に係る条項の文理解釈禁止を前提とする論理解釈の立場から、憲法第94条に基づく自治体憲法条例を制定しているか否か、という問題が問われていることでもある。

#### 【日本国憲法第九十四条】

地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。】

- 6 介護保険事業の保険者である自治体は、「責務」などという免責条項に逃避せず、「保険者は、被保険者の受給権を保障する義務を負う」旨を明文で規定する条例改正をする必要がある。

### ●義務と責務の違い

義務違反には罰則規定があるものと無いものがある。地方公共団体の条例において

公務員の「義務」を規定したものは無いから地方公共団体団体無答責である。

公衆との関係で無責任であり、日本国憲法を文理解釈している証左である。

【責務規定に違反したからといって罰せられることはありません。

※ この記事は、参議院法制局の若手・中堅職員の有志が編集・執筆したもの  
です。2020年4月に編集・執筆したものですので、現在の情報と異なる場合があり  
ます。】

## ●関係法令

### 【介護保険法】

#### (保険者)

第三条 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、介護保険を行うもの  
とする。

#### (国民の努力及び 義務)

#### 第四条

2 国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に 負担  
する ものとする。

#### (国及び地方公共団体の 責務)

第五条 国は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう保健医療サービス  
及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講  
じなければならない。

2 都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう、必要な助  
言及び適切な 援助をしなければならない。

3 国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する  
能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サー  
ビス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態  
等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支  
援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に  
推進するよう 努めなければならない。

4 国及び地方公共団体は、前項の規定により同項に掲げる施策を包括的に推進する  
に当たっては、障害者その他の者の福祉に関する施策との有機的な連携を図るよう努  
めるとともに、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する  
地域社会の実現に資するよう 努めなければならない。